

まち活通信

まちづくり
活動を
お知らせする
広報紙

2024
令和6年
3月号
Vol.2

鶴岡市には、町内会や自治会など 463 の単位自治組織と、33 の広域コミュニティ組織（コミュニティ振興会、自治振興会等）があり、地域のまちづくりの活動主体として取り組んでいます。

市では、持続可能な組織づくりや担い手の育成促進を重点課題として「第2期鶴岡市地域コミュニティ推進計画」を策定し、市民の皆様、住民自治組織、関係機関・団体と力を合わせて、安全・安心で、明るく心豊かに暮らせるように取り組んでいます。

この「まち活通信」では、地域のコミュニティで取り組まれている活動の工夫や独自の取り組みを紹介しております。今回は、賑わい、つながりを取り戻すための工夫、地域ビジョンの策定、土地所有関係の整理を契機とした認可地縁団体制度の活用取り組みです。

- 紹介する団体
- 1.羽黒第四地区自治振興会
 - 2.福田町内会
 - 3.松根地区自治会

羽黒地域

広域コミュニティ組織

笑顔いっぱいの こだまの里へ

～羽黒第四地区地域ビジョン策定～

羽黒第四地区自治振興会会長 今井 眞一



当地区は山間部の 6 集落からなる小さなコミュニティですが、住民同士が共助の意識を持ち、皆で盛り立てながら、まとまりある住み心地のよい地域を作り上げてきました。

活動の拠点となる地域活動センターは旧小学校校舎を改修し、平成 31 年 4 月に移転したのですが、同校の“みんなの思いがこだまのように響き合う”との理念が今も地域に引き継がれています。

賑わいを取り戻すために

長く続いたコロナ禍で住民同士の交流が少なくなったことを受け、以前の賑わいを取り戻すべく、子どもからお年寄りまで楽しめる企画として夏祭



芝桜の植え付け作業。開花が楽しみです。

りを開催し花火の打上げを行いました。金婚や誕生祝など、各々の思いを込めたメモリアル花火として資金の寄付を募り、地域の皆で喜びをわかち



あうものとなりました。このほか、活動センター周辺環境整備として芝桜の植え付け、防災訓練では炊出し訓練を兼ねた芋煮会を一緒に行うなど、多くの人から楽しみをもって参加してもらうような仕掛け・企画づくりを工夫しました。

未来に向けて地域ビジョン策定

住民アンケートに寄せられた思いや考えをもとに、策定委員会では研修やワークショップを重ね、10 年後に目指す地域の将来像として、積極的なまち・自然を楽しんでいるまち・老後にも不安がないまちの 3 つの柱を掲げ、その実現や課題解決に向けた方向性を話し合いました。

豊かな自然を生かした交流人口の増加、地元の魅力発見と情報発信、人と人を繋ぐ居場所づくり、高齢者等が安心して暮らせる除雪・移動・防災の支援体制の整備など、取り組むべき課題は数多くありますが、皆で知恵をだしあい、協力しながら取り組みを進め、“笑顔いっぱいのこだまの里”がこれからも続いていくことを期待しています。

公民館広場への遊具設置を きっかけに、町内会の土地 所有関係を整理

福田町内会 会長 小野寺 喜作



町内会広場に新しい遊具を！

公民館敷地内の広場は、子供たちの遊び場、住民の憩いの場として親しまれております。

広場のブランコや鉄棒、アスレチック遊具は設置からおよそ50年以上経過しているものもあり、老朽化で使用に支障をきたしていました。そこで、子供会からの要望もあり、子供たちが安心安全により楽しく遊ぶことができるように、遊具の更新、新しい遊具の設置を行うことにしました。

遊具の設置には多額の費用が必要となるため、市に相談し、「コミュニティ助成事業」※1を活用して遊具を設置することとなりました。

遊具設置を契機に、認可地縁団体制度を活用し、 土地の名義を町内会に

申請には、町内会に関する資料のほかに、遊具を設置する広場の土地登記簿謄本も必要でした。広場は町内会が所有する土地でしたが、登記は会員3名の共有名義となっていました。一部の共有者は相続登記が未了であったことから、登記を現所有者に変更すべく、手続きを行うこととなりました。

また、町内会所有の不動産については、町内会に法人格がないことから、町内会名義で登記することができず、会員数名が共有名義で登記している状態でした。この状態では、名義人の転居や死亡等により、その都度登記手続きが必要になることから、今後の町内会の手続き負担等が増大する懸念がありました。また、以前から会員の共有名義としておくことにより、時間が経つにつれ、土地の所有関係が曖昧になり、トラブルの原因になる可能性もありました。

そこで、広場以外の不動産も含めて、町内会所有の不動産の所有関係を整理することとしました。整理にあたって、町内会名義での登記を可能とすべく、「認可地縁団体制度」※2を活用しました。

認可地縁団体の認可の申請にあたっては、①町内会総会で認可申請を行うことについての承認を

得ること、②規約の改正、③町内会員名簿の作成など、町内会内の手続きを行う必要がありました。町内会員名簿は、それまでは世帯主

の情報のみで内容も更新されていませんでしたが、全ての会員の情報を収集、個人情報に配慮した形で整理し、災害時の安否確認等にも使用できるように、全世帯に配布することとしました。

市へ申請を行い、地縁団体として認可を受けたのち、法務局で土地名義を町内会に変更する手続きを行いました。書類の作成に当たっては、共有名義になっていた会員に事情を説明して手続きに協力をいただき、名義を町内会に変更することができました。登記の申請には、手続きの客観性を担保するために司法書士に書類作成を依頼しました。

登記を町内会名義にしたことにより、今後は会員の転居や死亡の度に登記手続きを行う必要がなくなり、町内会の手続きの省力化になりました。

町内でもどの土地が町内会の所有かという意識が希薄化してきていましたので、この手続きを通じて、昔の覚書等を整理し、所有関係を改めて明確化できたことは大変よかったですと思います。



新しく整備したブランコ

令和6年2月、遊具も無事新しく！

コミュニティ助成事業の申請手続きも無事完了し、ブランコと鉄棒を更新し、新しくうんていとシーソーを設置することができました。これから、広場で子供たちが遊具でのびのびと遊び、より一層皆さんの憩いの場となることを願っています。

※1 一般財団法人自治総合センターが実施する宝くじの社会貢献広報事業で、住民の自主的なコミュニティ活動の促進を図るために、必要な設備等の整備に対して支援するもので、コミュニティ推進課、地域庁舎総務企画課が申請の窓口となっています。

※2 町内会が一定の手続きのもとに法人格を取得し、町内会名義での不動産登記を可能とするために創設されたもので、市に申請し、認可を受ける必要があります。

社会の変化に ゆるやかに対応 花火のあるまちづくり

松根地区自治会 会長 高橋 治郎



櫛引村が誕生した昭和 29 年、新村の中で一番早く 3 つの部落が統合し今の松根地区となりました。地区の小学も 28 から 7 つとなり、元々松根分校があったということも一因と思いますが、まとまりの強い地区であったと思います。

多くの人に喜ばれる事業を

櫛引地域の敬老会は 21 地区合同で実行委員会形式によって行っていました。しかし参加率が低くなってきたことや負担割合の問題もあり、その持ち方を令和元年度に検討し新たに出発しようとした矢先、感染症に見舞われ大勢の人で集まるのが難しくなりました。そこで敬老会は各地区で行うこととなりましたが、それでも高齢者の方々に集まってもらうことには慎重に対応せざるを得ませんでした。

そこで松根地区では、地区内の商店で使用できる地区独自の商品券を作って、75 歳以上の方々にプレゼントすることにしました。この商品券は自分のため以外にも、孫と一緒におやつを買いに行き喜んでくれたとの声を頂き、好評を得ました。使用期限を間違えてしまった人もいましたが 9 割の方に使用してもらえたことから、コロナ禍が明けた今年度も敬老会に替えて実施しました。

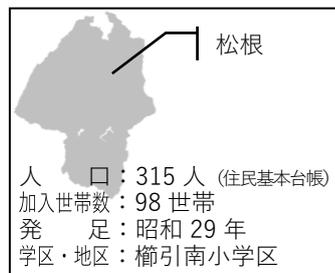
コロナを経て

今年度、4 年振りに夏祭りを実施するにあたり従来のやり方を見直しました。以前は、地区民で出店を出して



キッチンカーを利用しながら懇談する夏祭りの様子

がキッチンカーを頼みました。地区民で協力し出店を出すことによって親睦を深めるメリットがあるのですが、省力化し気軽に大勢の人から参加してもらえるのではと考えました。また、まだ帰省客や大勢の人が集まる場に抵抗がある人や健康上の理由がある人にも自宅に居ながら楽しんでもらおうと、地区を流れる河川にちなんで相模川花火大会を企画しました。この打ち上げ花火は松根地区の人から楽しんでもらえましたが、近隣の地区の人からも楽しんでもらったのではないかと思います。



火薬類取締法施行規則第 49 条で、煙火消費許可を受けずに消費することができる煙火の用途及び数量内で花火を打ち上げる。

地区の将来を考え

松根地区の人口はこの 10 年間で平均して毎年 10 人超の人が減っています。考え方の多様化と意識の変化に加えコロナ禍の後遺症から、以前と同じような規模で地区活動をしていくのは難しい状況にあります。そのような中でも、松根地区で花火を打ち上げましたが、近隣の地区で同日に時刻をずらしながら花火を打ち上げたら、そこそこの規模の花火大会になるのではと想像したりして、それぞれの地区で協力しながらやっていくことも必要になってくるだろうと思います。

いずれにしても地区の人たちのつながりを維持できるような事業をこれからも考え工夫していきたいと思っています。明るい未来を語れば、今年度から創設した地区出産祝金を渡し、地区総会で報告し、地区民挙げてお祝いしたいと考えています。

鶴岡市の各種事業等担当課・相談窓口について (令和6年3月現在)

本市の各種事業について、担当課等をお知らせします。相談の際の参考にしてください。

各種事業・相談事項	担当課（相談窓口）		備考
	本所	地域庁舎	
・ 市政に関する意見や要望	総務課	総務企画課	
・ マイナンバーカード	市民課管理係	市民福祉課	
・ 総合相談	総合相談室・市民課		
・ 町内会・自治会等に対する支援など	コミュニティ推進課	総務企画課	総合交付金や各種支援
・ 防犯灯関係	コミュニティ推進課	総務企画課	新設や補修等補助金
・ ごみ・し尿処理関係	廃棄物対策課リサイクル推進係	市民福祉課	
・ 資源回収とクリーン作戦	廃棄物対策課リサイクル推進係	市民福祉課	
・ 不法投棄や小動物死骸処理	廃棄物対策課リサイクル推進係	市民福祉課	犬猫や狸の死骸処理など
・ 自主防災組織や災害時の避難所関係	防災安全課	総務企画課	
・ 罹災証明書の発行（水害、雪害、地震）	防災安全課	総務企画課	（火災は消防本部予防課）
・ 運転免許自主返納支援制度	防災安全課		
・ 鳥獣被害（カラス・サギ等）	環境課	市民福祉課	市民生活分野に限る
・ 蜂等の害虫相談	環境課	市民福祉課	市民生活分野に限る
・ アメリカシロヒトリ防除	環境課	市民福祉課	
・ 空き家・空き地相談	環境課／都市計画課	総務企画課	（利活用は都市計画課）
・ 各種医療給付事業	国保年金課	市民福祉課	身障者や子育て支援医療
・ 犬猫等の飼養	健康課	市民福祉課	登録や狂犬病予防注射
・ 保健衛生推進員等	健康課	市民福祉課	
・ 各種健診	健康課	市民福祉課	
・ 生活保護	福祉課生活福祉係	市民福祉課	
・ 日本赤十字事業	福祉課地域福祉係	市民福祉課	
・ 生活困窮	生活自立支援センター（福祉課内）		
・ 介護保険に関すること	長寿介護課	市民福祉課	制度や介護認定
・ 高齢者の虐待や成年後見	長寿介護課	市民福祉課	
・ 保育園や認定こども園、地域型保育施設への入所	子育て推進課	市民福祉課	
・ 児童虐待やDV相談	子育て推進課		
・ 土地の境界立ち会い	土木課用地係	産業建設課	
・ 道路・側溝や除雪	土木課道路維持係	産業建設課	冬期間除雪対策本部設置
・ スクールゾーン及び津波避難路の危険ブロック塀等除却促進事業	建築課		教育委員会・防災安全課と連携
・ 木造住宅耐震診断助成金	建築課		
・ 住宅リフォーム補助金	建築課		
・ ランドバンク事業（空き家利活用）	都市計画課		
・ 公園施設	都市計画課	産業建設課	
・ 鳥獣被害（有害駆除）	農山漁村振興課	産業建設課	
・ 鳥獣保護	農山漁村振興課	産業建設課	農業分野に限る
・ みどりの募金	農山漁村振興課	産業建設課	緑化事業補助
・ 上水道と下水道	上下水道部		
・ 小中学校教育	教育委員会学校教育課		
・ 罹災証明書の発行（火災）	消防本部予防課		（水害、雪害、地震は防災安全課）
・ 火災と紛らわしい煙の届出	消防署		たき火、燻炭製造など
・ 灯油等流出	消防署／環境課	市民福祉課	
・ 救急業務	消防署・消防本部警防課		救急車関係

編集・発行／鶴岡市市民部コミュニティ推進課

〒997-8601 鶴岡市馬場町 9-25

T E L : 0235-35-1203

E-Mail : community@city.tsuruoka.yamagata.jp

藤島庁舎総務企画課

TEL 0235-64-2111

羽黒庁舎総務企画課

TEL 0235-62-2111

榎引庁舎総務企画課

TEL 0235-57-2111

朝日庁舎総務企画課

TEL 0235-53-2113

温海庁舎総務企画課

TEL 0235-43-2111



まち活掲示板 HP